

とっとり退職者連合

速報第 16 号 2017 年 12 月 1 日

鳥取退職者連合

〒680-0847 鳥取市天神町 30-5

TEL (0857) 26-6605・FAX (0857) 26-6615

発行人・斎木兵治 編集人・山田敏明

東部地区協発

— 寒さに負けず 総勢 58 人が参加 —

「第 30 回親善グラウンドゴルフ大会」を開催

前日の激しい雨は止んだものの、寒さに震えた 11 月 20 日（月）朝、布勢運動公園「陸上競技場」に 58 人（選手 56 人・スタッフ 2 人）の退職者連合の会員が集まり、30 回を迎えた「東部地区協親善グラウンドゴルフ大会」を開催した。

今回は、いつも利用する「補助競技場」が保守のため使用できず、世界的な選手も大会で使用する「陸上競技場」のトラックの中の芝のグラウンドを使用しての大会となり、参加者のみなさんも少しウキウキ♪♪とゲームに向かうことができた。



< 成績 >

※団体戦 6 チーム（3 組織）

J P 労組因幡退職者会・情報労連（N T T 労組退職者の会）・鳥取県職員東部地区退職者会

順位	チーム名	合計打数	ホールインワン	2 打
優勝	情報労連 A	235 打	1 本	52 本
準優勝	鳥取県職員東部地区退職者会 B	240 打	2 本	39 本
第 3 位	J P 労組因幡退職者会 A	251 打	2 本	39 本
第 4 位	情報労連 B	260 打	0 本	40 本
第 5 位	鳥取県職員東部地区退職者会 A	286 打	0 本	19 本
第 6 位	J P 労組因幡退職者会 B	297 打	1 本	20 本

※個人戦 < 56 人参加 > （敬称略）

順位	氏名（組織名）	合計打数	ホールインワン
優勝	川下 豊洋（鳥取県職員東部）	35 打	1 本
準優勝	福田 肇（J P 労組因幡）	35 打	0 本
第 3 位	坂口 昭彦（情報労連）	36 打	0 本
第 4 位	有田 英樹（情報労連）	37 打	1 本
第 5 位	大橋 元（情報労連）	37 打	0 本





中部地区協発

わきあいあいと「料理教室」を開催♪

11月24日(金)、毎年恒例の退職者連合中部地協主催の「料理教室」を北栄町中央公民館で開催した。

今年の料理教室では、“つくる楽しみ”をテーマとして、

【とうふちくわ (タラの身)】

【カラフルこんにやく】づくりと、

“食べておいしい”【五目おこわ】

【タラのアラ (じゃっば) 汁】を作った。

各テーブルに分かれ、粉こんにやくを練り、しばらくおいたこんにやくを

玉ねぎの皮で煮ると「黄色のこんにやくに」!

煮汁に6時間漬ければなしにすると「赤色のこんにやくに」!

ごぼうと一緒に煮つけると「緑色のこんにやくに」!

参加者からは、「クリスマスや正月に向けて試したい」と発言があった。



鳥取退職者連合発

本年度も

自治体（鳥取県と3市）へ要請書を提出

鳥取退職者連合は、12月26日(火)、鳥取県知事に面談し、「社会保障制度等に関する要請書」と「低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求書」を手交する。

また、東部・中部・西部の各地区協議会も、12月から来年1月にかけて、各市（鳥取・倉吉・米子）に対し、同様の要請書を提出し、それぞれ回答を求め、その後、各自治体（県・市）の担当者と「意見交換」を実施する予定で、現在、取り組みを進めている。

社会保障制度等に関する要請

<持続可能な社会保障制度>

1. 「人間の安全保障」が完備された社会に向けて
社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要とときに必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作ること。
2. 社会保障の改革
社会保障の改革は関係者とりわけ被保険者・受益者の意見反映と合意を重視し、機能強化の観点から進めること。

<年金制度>

3. マクロ経済スライド調整の在り方
マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。
また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

<地域包括ケアシステム>

4. 選択可能な統合された医療・介護ケア、地域包括ケアシステムの推進
 - (1) 利用者の必要性と選択を満たす、医療・介護の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアシステムを推進すること。
 - (2) 地域包括ケアシステムと整合する、適切な介護保険事業計画を策定すること。また、都道府県と連携し、医療計画および地域医療構想の策定・執行に積極的に関与すること。また、これらの計画・構想策定過程に市民・関係団体の参画を図ること。
 - (3) 街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービス提供基盤を整備すること。
 - (4) 地域包括ケアネットワーク作りに資する「医療・介護総合確保基金（医療分及び介護分）」の活用計画・執行状況を明らかにすること。
 - (5) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、直営による基幹型センターを設置し、医療・介護・住宅・福祉などの施策連携による総合的な支援機能を強化すること。

<医療制度>

5. 新しい国保制度
財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。
6. 医療計画
市民参画のもと透明性をもって、患者の権利と超高齢社会への適応を両立させる計画を策定すること。
7. 国への働きかけ
医療制度について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。
 - (1) 「75歳以上の医療費定率負担2割化」「所得に加え資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。
 - (2) 皆保険を破壊し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を排除すること。

<介護保険制度>

8. 予防給付の新総合事業への移行
 - (1) 予防訪問介護・予防通所介護の新総合事業への移行を拙速に進めず、従来のサービス水準を確

保するための基盤整備を図ること。また、市民・利用者に対して新総合事業について十分な説明を行うとともに、利用者の合意を得ること。

- (2) 制度改正を理由とした、サービス内容の変更や切り捨て、利用料の引上げを行わないこと。
 - (3) 要介護認定にあたっては、現状の要介護認定システムを基本とし、認定申請時の基本チェックリストの強要やサービスの振り分けを行わないこと。
9. 認知症施策の拡充
 - (1) 新オレンジプランの基本理念「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声掛け・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。
 - (2) 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。
 10. 安心して暮らすことのできる居住の場の整備
 - (1) 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。
 - (2) 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる場を確保するため、養護老人ホームの施設整備と機能強化、職員配置を改善すること。また、「一般財源化」以降顕著になった「措置控え」によって「定員割れ」を生じている養護老人ホームについて、利用者の必要性に対応する適正な入所措置を行うこと。
 - (3) 有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障のため都道府県と連携し、虐待防止や防災の観点から実態の把握と必要な指導を行うこと。また、貧困ビジネス化が危惧されている「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」等について正確に設置・運営実態を調査し、利用者の権利擁護のため必要な指導・助言を行うこと。
 - (4) 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護施設の拡充を図ること。
 11. 介護労働者の処遇改善と人材確保
 - (1) 15年度改正の介護報酬処遇改善加算の実施状況を把握・分析するとともに、次期改定では実質的な処遇改善を実現すること。
 - (2) 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善の取り組みを強めること。
 12. 新設される国交付金
新設が予定されている自立支援・重度化防止インセンティブのための国交付金の目的が、給付抑制促進である場合はこれに同調せず、利用者の権利擁護の立場で対処すること。
 13. 介護保険事業に対する
被保険者・市民参画の促進
介護保険事業計画や総合確保基金の活用計画等、各種事業計画策定にあたっては、介護保険の被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制を確立すること。
 14. 国への働きかけ
介護保険について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。
 - (1) 介護保険費用の国負担分25%のうち、現在調整交付金に充てている5%は国で別財源を措置し、25%全額を保険者に交付すること。

- (2) 15年制度改正で実施されつつある、予防訪問介護・予防通所介護の新総合事業への移行を撤回し、予防給付に戻すこと。「基本チェックリスト」を要介護認定申請前段に位置づける方針は、申請権の侵害につながるので撤回すること。要介護1、2を新総合事業に移行しないこと。
- (3) 経済財政諮問会議等で提起されている「要介護1、2の通所事業を総合事業へ移行」「生活援助サービス等の自己負担化」「介護保険の自己負担割合増」「利用者負担の算定基礎に資産を付加」を実施しないこと。
- (4) 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。
- (5) 「1億総活躍社会・50万人分の施設整備」は、入所施設増設に偏ることなく、地域・在宅生活を支える基盤整備を重視すること。
- (6) 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる介護関係労働者の抜本的処遇改善を図ること。
- (7) 介護報酬改定について、中重度・施設支援偏重に陥ることなく、介護予防・自立支援に資する改定とすること。
- <地域公共交通の充実>**
15. 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。
16. 買い物や通院など日常生活における移動困難者に対し、交通政策基本法の趣旨を踏まえ、適切な移動手段を確保すること。
17. 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、「交通政策基本計画」に基づき、交通事業者、公安委員会、道路管理者、利用者や労働組合等の代表による協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定やそれに基づく「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。これらの計画とまちづくり計画を一体化して、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、主体的に創意工夫して取り組むこと。
18. 利用者利便の向上のためバリアフリー化とシームレス化を実現すること。このため、警察、交通事業者等と連携して、諸施設のバリアフリー化を進めるとともに、路面整備、乗り継ぎの円滑化をはかるため交通結節点を整備すること。
- <高齢に伴う自動車運転免許証返納>**
19. 高齢に伴う交通事故防止のため「自動車運転免許証」自主返納の取り組みを実施している行政もあるが、貴行政の考え方を明らかにされたい。
20. なお自主返納を推奨していくのであれば、自主返納者の日常生活に支障を及ぼすことの無いよう対策を講じる必要があると考えるが、その考え方を明らかにされたい。
- <審議会等への参画>**
21. 当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、鳥取退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること。
- (1) 一人暮らしの高齢者を対象とした身元保証や日常生活支援、死後事務等に関する「身元保証等高齢者サポート事業」に係わる悪質業者による消費者被害を防止すること。
- (2) 指導監督に当たる行政機関を明確にすること。
- (3) 事業者の実態把握及び利用者からの苦情相談内容を把握すること。
- (4) 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう情報提供すること。
2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること
- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等の有無が入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを監督・指導権限を有する都道府県に周知すること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。
3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること
- (1) 国・地方自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。
- (2) 国・地方自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。
- (3) 低所得高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターへの連携強化をはかること。
4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること
- (1) 新オレンジプランに基づき、すべての自治体で認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の設置をはかること。
- (2) 認知症の認定申請の手続きの簡素化をはかること。
- (3) 認知症の患者や家族を支援するための「認知症サポーター」の拡大をはかること。
- (4) 認知症高齢者に起因する事故等について、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。
5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること
- 相談窓口の充実をはかり、自立支援、就労支援など自立できるようサポート体制を強化すること。
6. 社会的孤立や孤独死の防止について
- 国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。
7. 移動困難者の対策をはかること
- 国・地方自治体は、買い物や通院など日常生活における移動困難者に対し、交通政策基本法の趣旨を踏まえ、適切な移動手段を確保すること。